

徳島市監査委員告示第2号

平成25年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成26年1月8日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	吉本	八	恵

土政発第54号
平成25年12月11日

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成25年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成25年12月3日報告分）に基づく措置状況

土木部

監査の結果	措置状況
委託業務の契約書において印紙の貼付が適正でないものがあった。 (徳島市土地開発公社)	契約の相手方に対し、直ちに契約書への印紙の貼付を依頼すること、また今後は法令等関係規定に基づき、適正な事務処理の徹底を図るよう指導しました。